

意匠制度概論 弁理士 宮口聡

1. 意匠制度の存在意義
→ 法目的に着目 (意1条)

2. 意匠法の保護対象
→ 意2条1項に着目


3. どのくらいの期間保護されるか?
→ 意21条に着目 出願日から 25年(21年1項)

4. 意匠登録要件
→ 狭義 (意3条) 工業上利用性(30柱)
新し現存性(30各号)
創作上非容易性(32)
→ 広義 (意17条各号)

5. 意匠権を取行するための年続
→ 意6条、42条、43条、67条
(意匠登録料) (登録料) (納付期限) (年費料)
¥8,500 ¥16,000

6. 意匠法特有の制度

部 関 組 秘 動 内
(2条1項各号) (10条) (8条) (14条) (6条4項) (8条92)


自転車用
ハンドルの
部品意匠


ハンドルの
部分意匠


自転車の
全体意匠

7. 中間手続 (任意手続)

- ・ 意見書 (特特 50条)
- ・ 補正 (意 60条の24)
- ・ 分割 (意 10条の2) ← 7条, 8条, 8条の2
91174が12 (意反特とき)
- ・ 変更 (特 46条2項, 実 10条2項)
- ・ パリ優先権主張 (パリ) 4条, 特特 43条

④ 期間は6ヶ月以内
(11174条C11)

8. 意匠権の効力

同一・類似の範囲に及ぶ

- 意 2条 2条各号, 23条に著目
- 類否判断 (24条2項)
- 間接侵害 (38条), 利用侵害 (26条)
の可能性もある。

9. 意匠権消滅手段 (48条)

- ## 10. 意匠権侵害に対する救済措置
- 意 37条, 民 709条, 民 703条 704条, 特特 106条
 - 秘密意匠 (14条) の場合
特 37条, 40条に注意!!

- ## 11. 10に并い、とりうる措置
- 否認・抗弁 (先・先・無・公・消)
 - 無効審判 (48) の請求
 - 私的自治 (譲・放・ラ・裁)
 - 中止・デザイン変更

特特 104-3
30I
49 ↓